

財団法人 大林都市研究振興財団

寄 附 行 為

(改正 平成20年12月8日：これ以前の改正は省略)

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本法人は、財団法人大林都市研究振興財団という。

(事務所)

第2条 本法人は、事務所を東京都中央区築地1丁目12番22号に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本法人は、都市に関する学術研究を助成し、もってわが国学術研究の振興を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 都市に関する学術研究に対する助成
- (2) 都市に関する学術研究を行なう外国人研究者の招聘及びわが国研究者の海外派遣に対する助成
- (3) 都市に関する国際会議、研究集会、シンポジウム及びセミナー等の開催に対する助成
- (4) 都市に関する学術講演会、展示会、セミナー等の開催
- (5) 都市に関する学術研究等において優れた成果を挙げた研究者に対する顕彰
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本財団の目的を達成するために必要な事項

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 本法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 本財団設立当初の財産目録に記載された資産

- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第 6条 本法人の資産を分けて、基本財産及び運用財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された資産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された資産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した資産
- (4) 基本財産とされている株式に基づき取得した新株発行による株式

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第 7条 本法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て、国債、公債等有価証券を購入するか、又は信託銀行に信託するか、あるいは定期預金とする等確実な方法により、理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第 8条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上止むを得ない理由があるときは、理事会において、理事現在数の 4 分の 3 以上の議決を経て、かつ、文部科学大臣の承認を得て、その一部に限り、これらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第 9条 本法人の事業遂行に要する費用は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 本法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決を経て、毎事業年度開始前に文部科学大臣に届け出なければならない。

事業計画及び収支予算を変更する場合も同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第11条 本法人の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照

表及び事業報告書並びに正味財産増減計算書とともに監事の意見を付け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、その事業年度終了後3カ月以内に、文部科学大臣に報告しなければならない。

- 2 本法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決を経て、その一部もしくは全部を基本財産に編入するか、又は翌年度に繰越すものとする。

(新たな義務の負担等)

第12条 第8条ただし書きに規定するもの及び収支予算で定めるものを除くほか長期借入金(その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除く。)及び新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(その他の重要事項)

第13条 本法人の業務に関するその他の重要事項で、理事会において必要と認められるものの決定は、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経なければならない。

(事業年度)

第14条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員、評議員及び職員

(役員)

第15条 本法人に次の役員を置く。

理事 8名以上10名以内

(うち理事長1名及び常務理事1名とする)

監事 2名

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会でこれを選任し、理事は互選で、理事長及び常務理事を定める。

- 2 理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族とその他特殊の関係のある理事の合計数が、理事現在数の3分の1をこえて含まれることになってはならない。

- 3 監事には、本法人の理事(その親族その他特殊の関係のあるものを含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係のある者を含む。)

並びに職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務)

第17条 理事長は、本法人の業務を総理し、本法人を代表する。

- 2 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、常務理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の業務に従事する。
- 4 理事は、理事会を組織し、本法人の業務を議決し、執行する。

(監事の職務)

第18条 監事は、本法人の業務及び資産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 法人の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 資産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は文部科学大臣に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

(役員任期)

第19条 本法人の役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第20条 役員が次の各号の1に該当するときは、理事現在数及び評議員現在数の各々3分の2以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において、あらかじめ弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第21条 役員は無報酬とする。ただし、常勤及びこれに準ずる役員については有給とすることができる。

- 2 前項の報酬は、理事会の議決を経て、理事長が定める。
- 3 役員には費用を弁償することができる。

(評議員の選任)

第22条 本法人に、評議員 8 名以上 12 名以内を置く。

評議員現在数は、理事現在数と同数以上とする。

- 2 評議員は、理事会で選出し、理事長が委嘱する。
- 3 評議員のうちには、役員 of いずれか 1 人と親族その他特殊の関係のある者の数、又は評議員 of いずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係のある者の合計数が、評議員現在数の 3 分の 1 をこえて含まれることになってはならない。
- 4 評議員は、役員を兼ねることができない。
- 5 評議員には、第 19 条及び第 20 条及び第 21 条の規定を準用する。この場合には、同条中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第23条 評議員は、評議員会を組織し、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

(職員)

第24条 本法人の事務を処理するため、事務局を設け、事務局長及び所要の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。
- 3 職員は、有給とする。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第 5 章 会 議

(理事会の招集等)

第25条 理事会は、理事をもって構成し、毎年 2 回理事長が招集する。

ただし、理事長が必要と認めた場合、又は理事現在数の 3 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して招集の請求があったときは、理事長は、その請求があった日から 20 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

- 2 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定足数等)

第26条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上の者が出席しなければ、

- その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 2 理事会の議事について、直接の利害関係を有する理事はその議決に加わることができない。
 - 3 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事現在数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会の招集等)

- 第27条 評議員会は、評議員をもって構成し、理事長は次の各号に掲げる事項については、あらかじめ評議員会の議決を経なければならない。
- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
 - (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
 - (3) 基本財産に関する事項
 - (4) 借入金(その事業年度の収支をもって償還する短期借入金を除く。)に関する事項
 - (5) 新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項
 - (6) その他本法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認める事項
- 2 第25条第1項及び第26条の規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合において、同条中「理事会」及び「理事」とあるのは、「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
- 3 評議員会の議長は、評議員の互選による。

(議事録)

- 第28条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び当該会議において選任された出席者の代表2名が署名押印の上、これを保存する。

第6章 選考委員会

(選考委員会及び委員)

- 第29条 本法人に、第4条に規定する助成等の対象を選考するため選考委員会を置く。
- 2 選考委員会は、5名以上8名以内の委員をもって組織する。
 - 3 選考委員は、学識経験者のうちから、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
 - 4 選考委員のうちには、役員及び評議員が含まれてはならない。
 - 5 第16条第2項の規定は、選考委員について準用する。この場合において、この規定中「理事」とあるのは「選考委員」と読み替え

- るものとする。
- 6 選考委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
 - 7 補欠又は増員により選出された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 8 選考委員会の運営に関し、必要な事項は、別に定める。

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第30条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数の、各々の4分の3以上の議決を経て、かつ文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解 散)

第31条 本法人の解散は、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数の、各々の4分の3以上の議決を経て、かつ文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第32条 本法人の解散に伴う残余財産は、理事会及び評議員において、理事現在数及び評議員現在数の各々4分の3以上の議決を経て、かつ文部科学大臣の許可を受けて、国、地方公共団体、又は本法人と類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第8章 補 則

(株主権の行使)

第33条 本法人が、保有する株式について、その株式の発行会社に対して株主としての権利を行使する場合には、次に掲げる事項を除き、あらかじめ理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経なければならない。

- (1) 配当の受領
- (2) 株式分割（無償交付）による新株式等の受領
- (3) 株主への割り当て増資への応募
- (4) 株主に宛てた配付書類の受領

(書類及び帳簿の備付等)

第 34 条 本法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員、評議員、選考委員及びその他の職員等の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (7) 処務日誌
- (8) 官公署往復書類
- (9) 収支予算書及び事業計画書
- (10) 収支計算書及び事業報告書
- (11) 貸借対照表
- (12) 正味財産増減計算書
- (13) その他必要な書類及び帳簿

2 前項第 1 号から第 4 号までの書類及び同項第 6 号の書類及び同項第 9 号から第 12 号までの書類は永年、同項第 5 号の帳簿及び書類は 10 年以上、同項第 7 号、8 号及び第 13 号の書類及び帳簿は 1 年以上保存しなければならない。

3 第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 9 号から第 12 号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

(細 則)

第 35 条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会及び評議員会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この寄附行為は、平成 20 年 12 月 8 日から施行する。